

令和2年1月15日（水）
県民生活環境部 環境対策課長 江幡 一弘
担当 水質保全G 齋藤
（内線2964）
（外線029-301-2966）

一般社団法人茨城県環境保全協会との災害時応援協定の締結について

県内において風水害、地震等大規模な災害が発生した場合に、県からの要請を受けて、一般社団法人茨城県環境保全協会が市町村に対し、し尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物等の収集運搬の応援協力を行っていただくため、本日、下記のとおり締結式を開催し、災害時応援協定を締結いたしましたので、お知らせします。

記

- 1 日時・場所** 令和2年1月15日（水）10:00～10:30
県民生活環境部長室（茨城県庁舎12階）
- 2 協定締結先** 一般社団法人茨城県環境保全協会 理事長 秋山勝広
- 3 出席者** 一般社団法人茨城県環境保全協会
理事長 秋山 勝広 様
副理事長 長塚 俊宏 様
副理事長 池田 勤 様
副理事長 岡島 正明 様
（同席）茨城県議会議員 加藤 明良 様

茨城県県民生活環境部長 矢口 和博
- 4 協定名称** 「災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定」
※内容については、別添のとおり

締結式の様子



※（敬称略）左：茨城県県民生活環境部 矢口部長，右：一般社団法人茨城県環境保全協会理事長 秋山勝広



※（敬称略，左から）茨城県県民生活環境部次長 松本周一，一般社団法人茨城県環境保全協会副理事長 岡島正明，茨城県県民生活環境部長 矢口和博，一般社団法人茨城県環境保全協会理事長 秋山勝広，同協会副理事長 長塚俊宏，同協会副理事長 池田勤，茨城県議会議員 加藤明良

災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物等の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において風水害、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物等（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力の要請があった場合に、乙に対し応援協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬に関し協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害し尿等の収集運搬については、原則として無償で実施するものとするが、当該事業に要する費用が相当額になるとときには、その費用の負担について当該被災市町村と乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては茨城県県民生活環境部環境対策課、乙においては茨城県環境保全協会事務局とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月15日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 水戸市平須町1828番地192
一般社団法人茨城県環境保全協会
理事長 秋山 勝広